

第21回 固定資産の 分割払い購入の 会計処理方法

(株) 福祉総研上席研究員
松本和也

Q

固定資産に該当する厨房の業務用冷凍冷蔵庫を分割払い購入しました。この場合の会計処理について教えてください。

(1) リースと割賦の違い

リース契約に係る会計処理については、本誌2023年11月号「社会福祉法人会計四方山話」第8回でも取り上げましたが、割賦（分割払い）との違いについて再度確認しておきましょう。

業務用冷凍冷蔵庫をリースで導入すると、この冷凍冷蔵庫は施設に常に置いてあり、基本的には施設内でのみ使用できます。そしてその代金（リース料）は、総額を5～7年などの長期間にわたり支払います。しかしリースによる冷凍冷蔵庫は、あくまでリース会社が皆さんの施設のためにメーカーから購入して貸与しているもので、リース料はその「借り賃」です。一方、割賦とは購入代金を分割して支払うことです。一括で支払っても分割で支払っても冷凍冷蔵庫を購入したという事実に何ら相違はなく、純粋に施設の所有物だと言えます。

このように、リースによる冷凍冷蔵庫はリース会社の所有物を施設が借りて独占的に使用しているの

に対し、割賦購入による冷凍冷蔵庫は施設の所有物である、という点が大きく異なります。リースと割賦を混同している方がよく見られるのも、施設内に常時置かれている冷凍冷蔵庫の購入代金総額を長期間にわたり少しづつ支払っていく、という支払い形態が酷似していることに起因すると思われます。しかしリース期間終了後には冷凍冷蔵庫をリース会社に返却して新品に入れ替えたり、再リース料（期間延長の借り賃）を支払うなどの手続きが必要です。リースは賃貸借による契約形態の一つだからです。

(2) 未払金と1年基準

割賦の会計処理に触れる前に、「1年基準」について簡単に復習しておきましょう。

貸借対照表では、1年以内に現金になる資産を「流動資産」、1年たっても現金にならない資産を「固定資産」とし、1年以内に返済しなければならない借金を「流動負債」、1年を超えた期間で返済する借金を「固定負債」に分類します。このように1年を基準として流動と固定を分類する基準を「1年基準」と言い、これまでこの連載でも何度も取り上げてきました。ただし、これはあくまで説明のために簡略化した言い方で、正確には“貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に入金または支払の期限が到来するもの”が流動資産・流動負債、“入金または支払の期限が1年を超えて到来するもの”が固定資産・固定負債、と言うのが正しい定義です。

B／S

(流動資産) 1年以内に現金になる資産	(流動負債) 1年以内に返済する借金
(固定資産) 1年たっても現金にならない資産	(固定負債) 1年超かかって返済する借金
	(純資産) 総資産と総負債の差額

今回取り上げる割賦は、購入代金を長期間にわたり分割する支払方法で「未払金」の一つです。会計基準に定められた未払金関連の勘定科目には下のようなものがありますが、これらも1年基準に従って流動負債と固定負債に分類され、割賦払いの残金は

固定負債に分類されている「長期末払金」とします。

勘定科目名	区分	具体例・内容
事業未払金	流動負債	給食材料費や通信費など、事業実施に係る費用の未払分
その他の未払金	流動負債	固定資産取得に係る支払等の未払分等
未払費用	流動負債	賃料、支払利息などの未払分
長期末払金	固定負債	割賦（分割払い、ローン）で購入した物品等の未払分

(3) 割賦の会計処理

① 購入時

冷凍冷蔵庫を割賦で購入した際の仕訳は下の通りです。冷凍冷蔵庫を取得したので、借方は「器具及び備品」ですが、代金はこれから長期間にわたって支払うので、購入時点では現金預金は減少せず、貸方は「長期末払金」とします。またこの処理によって変動するのは固定資産と固定負債で、流動資産と流動負債には影響がないため支払資金残高は変動せず、資金収支計算書には表示されません。

〈購入時〉

(借方) 器具及び備品 ／ (貸方) 長期末払金
*資金収支計算書には表示されない。

② 割賦代金支払時

その後毎月、割賦代金を支払った際の仕訳は下の通りです。長期末払金という固定負債を支払う仕訳で、現金預金が減少するため資金収支計算書に支出を表示しなければなりませんが、会計基準にはそのための勘定科目が用意されておらず、「長期末払金支払支出」などを新設して表示する必要があります。

〈割賦代金支払時〉

(借方) 長期末払金 ／ (貸方) 現金預金
*資金収支計算書には「長期末払金支払支出」などの勘定科目を新設して表示する。

新設する勘定科目は、「施設整備等による収支」の中の「他の施設整備等による収支」の内訳科目とするか、または「他の活動による収支」の中の「他の活動による支出」の内訳科目とするか、どちらかが考えられます。会計基準には明確な記述がありませんが、これらの2つの収支区分については次のように記載されています。

【社会福祉法人会計基準】(※は筆者)

第16条 (資金収支計算書の構成)

2 前条第2号に掲げる収支（※施設整備等による収支）には、固定資産の取得に係る支出及び売却に係る収入、施設整備等補助金収入、施設整備等寄附金収入、設備資金借入金収入、設備資金借入金元金償還支出その他施設整備等に係る収入及び支出を記載し、……（以下略）

3 前条第3号に掲げる収支（※その他の活動による収支）には、長期運営資金の借入れ及び返済、積立資産の積立て及び取崩し、投資有価証券の購入及び売却等資金の運用に係る収入（受取利息配当金収入を除く。）及び支出（支払利息支出を除く。）並びに同条第1号及び第2号に掲げる収支に属さない収入及び支出を記載し、……（以下略）

長期末払金の返済を通常の固定資産取得に係るものと考えれば「施設整備等による収支」に、固定資産取得のための借入金の返済と考えれば「他の活動による支出」とすることになります。公開されている社会福祉法人の計算書類を見ると、一般的には後者の方が多数派のような印象を受けますが、各法人でご判断いただき、資金収支計算に正しく反映していただければよいものと考えられます。

なお割賦代金には、物品購入代金のほか割賦手数料が含まれていますが、一般的には割賦手数料を含めた額で処理していただければ差支えありません。

③ 決算時

決算では、冷凍冷蔵庫について通常通りの減価償却を行うと同時に、1年基準に基づいて長期末払金から「1年以内支払予定長期末払金」への振替処理を行います。

〈決算時〉

(借方) 減価償却費 ／ (貸方) 器具及び備品
*直接法の場合。
(借方) 長期末払金 ／ (貸方) 1年以内支払予定長期末払金
*どちらも資金収支計算書には表示されない。

近年ではリース契約による物品等の調達・導入は一般的です。リースも割賦も短期的にはお金の流出額が少ないため、比較的負担の少ない支払方法として認識されているようです。しかしリース契約は基本的に解約不能な借金を抱えるのと同じであることを認識し、よく検討することが重要と考えられます。